

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月23日

一般財団法人労災サポートセンター

愛媛労災特別介護施設

資金前渡役 施設長 河野 直樹



1. 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単価) 契約

(注) 本件契約は、国の委託事業である「労災特別介護援護事業」を労災サポートセンターが受託することとなった場合に必要となるL S A重油購入(単価)契約の締結を予定するものであり、競争参加者は、後述6その他の(4)の記載事項に留意すること。

(2) 規格・品質・特質等

「入札説明書」及び「L S A重油購入(単価)仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日〔2年間〕

(4) 納入場所

愛媛労災特別介護施設〔愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号〕

(5) 入札方法

入札金額は、L S A重油1リットル当たりの単価に2年間の予定数量(110キロリットル)を乗じた額の総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加者に必要な資格

競争参加に必要な資格は、次の(1)から(8)までのいずれにも該当する者であること。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間経過しない者でないこと。

なお、これを代理人、支配人及びその他の使用人として使用する者についても同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に物品の品質又は数量に関して不正な行為をした者。
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者。
- (3) 国が行う「令和8年 一般(指名)競争参加資格審査(全省庁統一資格)」において、四国地域の「物品の販売」又は愛媛県若しくは愛媛県内の市町において、「物品の販売」又はこれに相当する有効期間内の資格認定を有する者。
- (4) 本件契約に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- (5) 経営状態が良好であること。
- (6) 資金前渡役が別に指定する暴力団等に該当しないこと。
- (7) 過去3年(令和5～7年)のうち、労災サポートセンター、国、地方自治体、公益法人又は医療法人との契約実績がある者で資金前渡役が認めたもの。
- (8) その他、資金前渡役が定めた競争参加に必要な資格を満たす者。

3. 入札の申込方法

入札参加希望者は、令和8年2月4日(水)正午までに「一般競争入札参加申込書」へ必要事項を記入し、次の①～⑤に記載の書類を添えて、持参又は郵送等により愛媛労災特別介護施設(以下「施設」という。)宛て提出すること。

また、「一般競争入札参加申込書」は、公告期間中の施設において配付するので希望者は申出ること(労災サポートセンターホームページからも取得可能)。

なお、この申込期限以降は、理由の如何を問わず書類の受付を一切行わない。

- ①会社概要(パンフレット等)
- ②上記2.(3)に係る資格審査結果通知書等の写し
- ③上記2.(7)に定める「契約書」等の写し
- ④L S A重油に係る強制規格及びJ I S規格に適合した「試験成績表」の原本
- ⑤資金前渡役が別に指定(契約書(案)参照)する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」の原本

4. 競争入札執行の日時及び場所

入札者は、次の日時及び場所にて入札を行わなければならない。

(1) 日時

令和8年2月6日(金)10時00分

※受付は、入札当日の9時40分から行う。

(2) 場所

愛媛労災特別介護施設 会議室(1階)

〔愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号 TEL: (0897) 67-1122〕

5. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6. その他

(1) 入札者に求められる義務

上記 3. に定める書類を施設が指定する日までに提出しなければならず、当該書類に関し、資金前渡役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及びその他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

なお、郵便等による入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

施設が作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適當であると認められるときは、この限りではない。

(4) 国の事業を受託できなかった場合等

国の委託事業である「労災特別介護援護事業」を令和 8・9 年度に労災サポートセンターが受託できなかったときは、落札者との本件契約を締結しない。また、「労災特別介護援護事業」の仕様によっては、本件契約の内容等について、変更が生じる可能性があるので留意すること。

なお、このことにより生じた契約相手となるべき事業者の損害について、労災サポートセンターでは一切の賠償及び補償を行わない。

(5) 契約手続等で使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(6) 詳細

本件に係る詳細は、入札説明書(公告期間中に施設において配布する)による(労災サポートセンターホームページからも取得可能)。

7. 本件に関しての照会先

〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 番 12 号

一般財団法人労災サポートセンター 愛媛労災特別介護施設 総務課

〔担当者〕 平井又は宇都宮 TEL: (0897) 67-1122 FAX: (0897) 67-1155

※ ただし、令和 8 年 1 月 30 日(金)までの土曜日・日曜日を除く 9 時～12 時及び 13 時～17 時とし、軽微な質問等を除き、原則としてファクスでのみ受け付ける。

以上

L S A重油購入(単価)仕様書

1. 件 名

令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単価)

2. 納入場所

愛媛労災特別介護施設〔愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号〕

3. 期 間

令和8年4月1日～令和10年3月31日〔2年間〕

4. 調達物品

(1) 製品名称：L S A重油

(2) 規格等：J I S K 2 2 0 5 1種1号

(3) 見込数量：110キロリットル／2年

※ この見込数量は、令和7年度の購入実績を基に算出したものであり令和8・9年度の購入を確約するものではないので、実際の購入数量が見込数量に満たない場合でも、納入業者は、愛媛労災特別介護施設(以下「施設」という。)へ何ら請求できないものとする。

(4) 納入数量：1回当たり原則として2～4キロリットルの範囲とする

5. その他

(1) 製品の納入費用(配送費用を含む)を契約金額(単価)に包含すること。

(2) 納入日時は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び施設が特に指定した日(大型連休及び年末年始等)を除いた平日の9時00分から17時00分までとする。

(3) 納入業者は、製品出荷前の検査を自ら行い合格品のみを納入すること。

(4) 納入業者は、原則として発注日を含む3営業日以内に納入すること。

以上

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設
資金前渡役 施設長 河野 直樹 殿

住 所： _____
商号又は名称： _____
代表者氏名： _____ (印)

次の業務に係る競争入札に参加したいので、提出書類を添えて申込みます。
なお、入札参加資格を満たすこと及び提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

入 札 件 名	令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単価) 契約
申込担当者氏名 所 属 連 絡 先 等	
※提 出 書 類	☐ 会社概要(パンフレット等) ☐ 資格審査結果通知書等の写し ☐ 契約書等の写し ☐ 試験成績表の原本 ☐ 誓約書の原本
備 考	

※ 添付した提出書類に [○] 印を付すこと。
なお、提出された書類は返却しませんのでご注意ください。

様式 1

入 札 書

金 _____ 円也

ただし、令和 8・9 年度 愛媛労災特別介護施設 L S A 重油購入 (単価) 契約として

上記金額により契約書 (案)、L S A 重油購入 (単価) 仕様書及び入札説明書を承諾の
うえ、入札いたします。

令和 8 年 2 月 6 日

一般財団法人労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設
資金前渡役 施設長 河野 直樹 殿

会 社 名：

会 社 住 所：

代表者氏名：

㊞ (代表者による入札の場合は、
印鑑証明書登録の印鑑を押印)

代理人氏名：

㊞

(注) 1 代理人をもって入札する場合は、別に委任状を提出し、入札書には代理人
の記名押印をすること。

この場合の印は、委任状に押印した印とする。

2 数字は算用数字で記入すること。

3 用紙規格は日本標準規格 A 列 4 号とする。

様式2

委任状

令和 年 月 日

一般財団法人 労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設
資金前渡役 施設長 河野 直樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名

実印

(注) 印鑑証明書登録の印鑑を使用のこと

当社は、下記の者を 代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 代理人氏名等
代理人住所
所属(役職名)
氏 名

2 委任事項 「令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単価)契約」の入札及び見積りに関する一切の権限(及び復代理人選任の権限)

3 委任期日 令和 年 月 日

4 代理人使用印鑑



誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても一切異議を申立てません。

また、当社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて資金前渡役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
(又は所在地)
社名及び代表者名
(又は個人名)

入 札 説 明 書

令 和 8 ・ 9 年 度
《L S A重油購入(単価) 契約》

一般財団法人労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設

項目及び構成

1. 競争入札に付する事項
2. 競争入札執行の日時及び場所
3. 資金前渡役の所属及び氏名
4. 本件に関しての照会先
5. 競争参加者に必要な資格
6. 入札の申込方法
7. 入札保証金及び契約保証金
8. 入札の方法
9. 入札の無効
10. 落札者の決定
11. 再度入札
12. 随意契約
13. 契約書の作成
14. その他

【入札書】別添 様式1 <留意事項>

【委任状】別添 様式2 <記入例①(代理人が入札する場合)>

<記入例②(復代理人が入札する場合)>

一般財団法人労災サポートセンター 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単価)
契約書(案)

本書は、一般財団法人労災サポートセンター 愛媛労災特別介護施設が発注する本件購入契約に関し、一般競争に参加しようとする者(以下「競争参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単価) 契約

(注) 本件契約は、国の委託事業である「労災特別介護援護事業」を労災サポートセンターが受託することとなった場合に必要となるL S A重油購入(単価) 契約の締結を予定するものであり、競争参加者は、後述14その他の(5)の記載事項に留意すること。

(2) 規格・品質・仕様等

「入札説明書」及び「L S A重油購入(単価) 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日〔2年間〕

(4) 納入場所

愛媛労災特別介護施設〔愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号〕

(5) 入札方法

入札金額は、L S A重油1リットル当たりの単価に2年間の予定数量(110キロリットル)を乗じた額の総価で行う。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札執行の日時及び場所

入札者は、次の日時及び場所にて入札を行わなければならない。

(1) 日時

令和8年2月6日(金)10時00分

※受付は、入札当日の9時40分から行う。

(2) 場所

愛媛労災特別介護施設 会議室(1階)

〔愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号 TEL:(0897)67-1122〕

3. 資金前渡役の所属及び氏名

一般財団法人労災サポートセンター 愛媛労災特別介護施設 資金前渡役 施設長 河野 直樹

4. 本件に関しての照会先

〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号

一般財団法人労災サポートセンター 愛媛労災特別介護施設 総務課

〔担当者〕平井又は宇都宮 TEL:(0897)67-1122 FAX:(0897)67-1155

※ ただし、令和8年1月30日(金)までの土曜日・日曜日を除く9時～12時及び13時～17時とし、軽微な質問等を除き、原則としてファクスでのみ受け付ける。

5. 競争参加者に必要な資格

競争参加に必要な資格は、次の(1)から(8)までのいずれにも該当する者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間経過しない者でないこと。
なお、これを代理人、支配人及びその他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に物品の品質又は数量に関して不正な行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者。
- (3) 国が行う「令和8年 一般(指名)競争参加資格審査(全省庁統一資格)」において、四国地域の「物品の販売」(以下「国が行う競争参加資格」という。)又は愛媛県若しくは愛媛県内の市町において、「物品の販売」又はこれに相当する有効期間内の資格認定を有する者。
- (4) 本件契約に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- (5) 経営状態が良好であること。
- (6) 資金前渡役が別に指定する暴力団等に該当しないこと。
- (7) 過去3年(令和5～7年)のうち、労災サポートセンター、国、地方自治体、公益法人又は医療法人との契約実績がある者で資金前渡役が認めたもの。
- (8) その他、資金前渡役が定めた競争参加に必要な資格を満たす者。

6. 入札の申込方法

入札参加希望者は、令和8年2月4日(水)正午までに「一般競争入札参加申込書」へ必要事項を記入し、次の①～⑤に記載の書類を添えて、持参又は郵送等により愛媛労災特別介護施設(以下「施設」という。)宛て提出すること。

また、「一般競争入札参加申込書」は、公告期間中の施設において配布するので希望者は申出ること(労災サポートセンターホームページからも取得可能)。

なお、この申込期限以降は、理由の如何を問わず書類の受付を一切行わない。

- ①会社概要(パンフレット等)
- ②上記5.(3)に係る資格審査結果通知書等の写し
- ③上記5.(7)に定める「契約書」等の写し
- ④L S A重油に係る強制規格及びJ I S規格に適合した「試験成績表」の原本
- ⑤資金前渡役が別に指定(契約書(案)参照)する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」の原本

7. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金の納入は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札額の100分の10を違約金として徴収する。

8. 入札の方法

- (1) 競争参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書(案)等を熟覧のうえ入札しなければならない。ただし、入札後は、これらについて不明点があったことを理由として、異議を申立てることはできない。
- (2) 入札書の様式は別紙1のとおりとし、必要事項を明確に記載のうえ所要の押印を行うこと。
- (3) 入札時には印鑑証明書(法人の場合は代表者印、交付後3箇月以内の原本又は写し(鮮明なもの))及び代理人又は復代理人(以下「代理人等」という。)による入札の場合は、代理人等の印鑑を持参すること(代理人等印の印鑑証明は不要)。
- (4) 代理人が入札をする場合は、委任状(別添「様式2」)を入札時に必ず提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (6) 入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 資金前渡役又は入札執行職員(以下「資金前渡役等」という。)は、競争参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (8) 競争参加者等は資金前渡役等から納入物品に係る仕様又は解説資料等について説明を求められたときは、十分に説明しなければならない。
- (9) 入札者又はその代理人は開札に立会うものとする。
- (10) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場所へ入場することができない。
- (11) 入札者又はその代理人は、開札場所へ入場しようとするときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は名刺等を提出しなければならない。
- (12) 入札者又はその代理人は、資金前渡役等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札場所を退場することができない。
- (13) 入札場において次の各号の一に該当する者は、資金前渡役等が退去させることができる。
 - ① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者。

9. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 次のいずれかに該当する入札
 - ① 入札金額の記入のない入札書
 - ② 入札件名の記入のない入札書
 - ③ 入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記入のない入札書及び押印のない入札書
 - ④ 代理人が入札する場合は、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記入のない入札書及び押印のない入札書

- ⑤入札年月日の記入のない入札書
- ⑥宛先(資金前渡役等)の記入のない入札書
- (4)入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び代理人の氏名の記入が不明瞭な入札書
- (5)入札金額の記入が明確でない入札書
- (6)入札金額の記入を訂正した入札書であって、その訂正について押印のない入札書
- (7)入札件名及び入札年月日等の記入事項の誤っている入札書及び当該記入事項を訂正した入札書であって、訂正について押印のない入札書
- (8)誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札書
- (9)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる入札
- (10)同一事項の入札について2通以上提出された入札
- (11)同一事項の入札について他の参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (12)郵便等により提出された入札書
- (13)その他その意思表示が民法上無効とされる入札
- (14)その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定

- (1) 施設が作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときはこの限りではない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。
- (3) 落札となるべき同一価格の入札が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 上記(3)の場合で、入札者又はその代理人がくじ引きに応じないときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が資金前渡役の定める期日までに契約書の取交しをしないときは、落札の決定を取消すものとする。

11. 再度入札

開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、この場合に当該入札事項につき無効の入札をした者はこれに参加することができない。

12. 随意契約

再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、入札した者と随意契約を行うことがある。

13. 契約書の作成

競争入札を執行し、契約相手方が決定したときは、資金前渡役が定めた期日までに、別添契約書(案)を作成するものとする。

14. その他

- (1) 本件については、応札者を一堂に会しての入札説明会を行わない。ただし説明を必要とする者は、上記4.のとおり説明を受けることができる。
- (2) 入札会場への入場者数については、特に制限は設けていないが、おおむね1～3名とする。
- (3) 入札書は、四つ折り程度で可とする(封筒に入れる必要はない)。
- (4) 予定価格は、一切公表しない。
- (5) 国の委託事業である「労災特別介護援護事業」を令和8・9年度に労災サポートセンターが受託できなかったときは、落札者との本件契約を締結しない。また、「労災特別介護援護事業」の仕様によっては、本件契約の内容等について、変更が生じる可能性があるので留意すること。
なお、このことにより生じた契約相手となるべき事業者の損害について、労災サポートセンターでは一切の賠償及び補償を行わない。
- (6) 契約手続等で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 代金の支払いは、業務の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内とする。

以上

様式 1

入 札 書

消費税抜きの単価(1 ㊦
当たり)×2 年間予定数
量の金額を記入

金 _____ 円也

ただし、令和 8・9 年度 愛媛労災特別介護施設 L S A 重油購入 (単価) 契約として

入札件名に誤りが
ないか確認！

上記金額により契約書 (案)、L S A 重油購入 (単価) 仕様書及び入札説明書を承諾の
うえ入札いたします。

令和 年 月 日

入札当日の年月日を記入

一般財団法人労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設
資金前渡役 施設長 河野 直樹 殿

会 社 名：

会 社 住 所：

代表者氏名：

代理人氏名：

代表者が入札する場
合は、印鑑証明書と同
一の印鑑を押印

⑩ (代表者による入札の場合は、印鑑
証明書登録の印鑑を押印)

⑩

代理人又は復代理人
が入札する場合は、委
任状と同一の印鑑を
押印

<記入例①(代理人が入札する場合)>

様式2

委 任 状

委任状の振出日
を記入

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設
資金前渡役 施設長河野 直樹 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
会 社 名 〇〇〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 ●● A太郎 実印

〇〇〇〇〇〇
株 式 会 社
代表取締役
之印

(注) 印鑑証明書登録の印鑑を使用のこと

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印

当社は、下記の者を 代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 代理人氏名等
代理人住所
所 属(役職名)
氏 名

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇支店
支 店 長 ■■ B男

入札件名に誤りが
ないか確認!

2 委 任 事 項

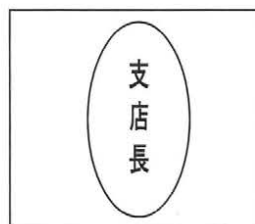
「令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単
価) 契約」の入札及び見積りに関する一切の権限(及び復代理人
選任の権限)

3 委 任 期 日

令和 年 月 日

入札当日の日付を記入

4 代理人使用印鑑



代理人使用印鑑を
忘れずに押印

(注) 復代理人を選任する場合は、別途復代理人の委任状が必要です。

<記入例②(復代理人が入札する場合)>

様式2

委 任 状

令和 年 月 日

一般財団法人労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設
資金前渡役 施設長河野 直樹 殿

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番地
会 社 名 □□□□□株式会社 □□支店
代表者名 支 店 長 ■■■ B 男 実印
(注) 印鑑証明書登録の印鑑を使用のこと

支店長

「復」を記入

当社は、下記の者を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「復」を記入

1 復代理人氏名等

復代理人住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地
所 属(役職名) □□□□□株式会社 □□支店
氏 名 営業係長 ◆◆ C 子

入札件名に誤りがないか確認!

2 委 任 事 項

「令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A 重油購入(単価) 契約」の入札及び見積りに関する一切の権限(及び復代理人選任の権限)

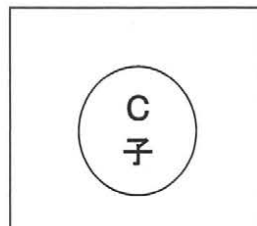
3 委 任 期 日

令和 年 月 日

訂正願います
※訂正印は必要ありません

4 復代理人使用印鑑

「復」を記入



入札当日の日付を記入

復代理人使用印鑑
を忘れずに押印

(注) 復代理人を選任する場合は、別途代理人の委任状が必要です。

令和 8・9 年度 愛媛労災特別介護施設 L S A 重油購入 (単価) 契約

契 約 書【案】

令和8・9年度 愛媛労災特別介護施設 L S A重油購入(単価) 契約

需要者 一般財団法人労災サポートセンター 愛媛労災特別介護施設 資金前渡役 施設長 ■■■■■ (以下「甲」という。)と、供給者 ■■■■■ 株式会社 代表取締役 ■■■■■ (以下「乙」という。)とは、L S A重油の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

(規格・品目・仕様等)

- 第1条 乙が甲に供給するL S A重油の単価は、1リットル当たり■■■■円とする。ただし、この単価には消費税及び地方消費税を含まない。
- 2 乙が甲に供給するL S A重油の規格は、「J I S K 2 2 0 5 1種1号」とする。
- 3 甲が乙に給油依頼する1回の納入数量は、原則として2～4キロリットルの範囲とする。

(契約期間)

- 第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(納入場所)

- 第3条 L S A重油の納入場所は、愛媛労災特別介護施設(以下「施設」という。)とする。

(給油方法)

- 第4条 乙は、甲の給油請求により、L S A重油を施設まで運搬して給油し、併せて納品書を提出するものとする。

(品質の検査)

- 第5条 甲は、乙から給油されたL S A重油を使用した結果、引続き使用することが適当でないと認められるときは、適宜、乙から給油されるL S A重油の品質、規格を検査することができる。ただし、この検査に要した費用は、乙の負担とする。

(契約単価の変更)

- 第6条 本契約締結後、経済情勢の変動その他の状況により、単価の改定を要すると認められた場合は、甲・乙協議のうえこれを変更するものとする。

(支払方法)

第7条 乙は、毎月末日をもって該当月分の請求金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を甲に請求し、甲は適正な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(権利等の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託)

第9条 乙は、本契約の全部を第三者に再委託することはできない。

2 乙は、本契約の一部を再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、すべての責任を負うものとする。

4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第10条 乙は、再委託先を変更する場合、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(業務履行)

第11条 乙は、本契約の履行に当たり、関係諸法令及び諸規則並びに甲が定める管理規程を遵守し、すみやかに納品しなければならない。

(業務の履行責任)

第12条 乙が行う本契約に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、甲は、乙に対して直ちに完全な履行を請求することができる。

2 乙は、前項の場合、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。乙は、本契約の履行に当たる乙の従業員についても同様の義務を負い、その責めを免れないものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 乙は、甲から提供を受けた甲の役職員及び施設入居者その他の個人情報(氏名、生年月日、その他の記述などにより特定の個人を識別できる情報及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報をいう。)を、本契約の有効期間中のみならず契約終了後も一切、第三者に開示又は漏洩し、また、本契約の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。
- 2 乙は、甲から提供を受けた個人情報を業務担当者に閲覧させる場合は、本契約の遂行に必要な範囲に限定しなければならない。
 - 3 乙は、本契約の遂行に当たり、個人情報保護管理責任者を定め、個人情報に関わる処理方法を遵守し、十分な配慮をもってこれを管理するとともに、迅速かつ誠実にこれを遂行するものとする。
 - 4 乙は、甲から提供を受けた個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して技術面及び組織面において安全対策を講じるものとする。
 - 5 乙は、甲の承認を得ずに、個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報が記録された媒体を送付若しくは持ち出してはならない。
 - 6 乙は、甲から提供を受けた個人情報は、本契約終了後、すみやかに甲に返却又は判読不可能な形で消去するものとする。
 - 7 乙は、本契約を甲の事前の承認を得て第三者に委託する場合は、再委託先に対して乙と同等の義務を負うことを、乙の責任において課すこととする。
 - 8 乙は、甲から要請があった時は、個人情報の保管・管理、使用・取扱状況(以下「管理状況」という)を書面にて報告し、甲は、その実施状況を確認する。
 - 9 甲が必要と認めるときは、乙の業務現場において個人情報の管理状況を監督し、不適切な管理状況が確認された場合において、その改善の措置を指示することができるものとする。
 - 10 乙は、個人情報の漏洩等その他違反行為等が発生したときは、甲へすみやかに報告し、その指示に従わなければならない。
 - 11 乙は、個人情報を知ることとなる乙の担当者(再委託先の要員等を含む。)に本契約書の内容を周知徹底するための教育・訓練を行い遵守させるものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて資金前渡役等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第17条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第18条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等を解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第19条 甲は、第15条、第16条及び第18条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第15条、第16条及び第18条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(延滞金)

第20条 乙は、第12条及び前条第2項の規定による損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、当該建物の所在地を管轄する裁判所(地方裁判所又は簡易裁判所)を第一審管轄裁判所とする。

(協議)

第23条 この契約に定めた事項及びそれ以外の事項について疑義が生じた場合は、甲・乙双方が誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

本契約の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲) 愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号
一般財団法人労災サポートセンター
愛媛労災特別介護施設
資金前渡役 施設長 

乙) 愛媛県 
 株式会社
代表取締役 